通所リハビリテーションまえはら
介護予防通所リハビリテーションまえはら

利用契約書

目　　次

第１条（契約の目的）
第2条（契約の期間）
第３条（通所介護計画）
第４条（通所介護の提供場所及び内容）
第5条（料金の支払）
第6条（サービスのキャンセル）
第７条（料金の変更）
第８条（事業者及びサービス従事者の義務）
第９条（損害賠償責任）
第10条（利用者からの中途解約・解除）
第11条（事業所からの契約解除）
第12条（苦情受付）

医療法人 宜野湾整形外科医院
通所リハビリテーションまえはら

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」といいます）通所リハビリテーションまえはら（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に提供する（介護予防）通所リハビリテーションについて次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の主旨に従って、利用者ができる限り居宅で自立した日常生活を送れるように（介護予防）通所リハビリテーションを行い、利用者は、その料金を支払います。

第2条（契約の期間）

1．この契約の有効期間は、令和　　年　　月　　日から利用者の要介護（要支援）認定の有効期間が満了するまでです。

2．契約終了の３日前までに、利用者から事業者に対して、契約を終了したいという申し出がない場合、契約は自動的に更新されます。

第3条（通所リハビリテーション計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「通所リハビリテーション計画」を作成します。事業者は、この「通所リハビリテーション介護計画」に定める内容を、利用者及び家族にわかりやすく説明します。

第4条（通所リハビリテーションの提供場所及び内容）

1．通所リハビリテーションの提供場所は、医療法人宜野湾整形外科医院1階です。

2．通所リハビリテーシの内容は、「重要事項説明書」に定めるとおりです。事業者は、「重要事項説明書」に定める内容を、利用者及び家族にわかりやすく説明します。

3．事業者は、通所リハビリテーション計画に沿って「重要事項説明書」に定める内容の通所リハビリを行います。

4．利用者が合意した場合に「通所リハビリテーション計画」を変更します。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（利用料の支払）

1．利用者は、第4条に定めるサービスについて、「重要事項説明書」に定める料金体系に基づいた自己負担分を事業者に支払います。

2．第1項に定める利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに事業者が指定する方法で支払いします。

第6条（サービスのキャンセル）

利用者は、利用期日の前日の正午までにサービスをキャンセルすることができます。

第7条（料金の変更）

1．第５条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更（法改正等）があった場合、事業者は、サービス利用料金を変更することが出来るものとします。

2．利用者は、前項に同意することが出来ない場合には、本契約を解約することができます。

第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

1．事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。

２．事業者、サービス従事者は、通所介護サービスを提供する上で利用者または家族の秘密を守ります。事業者が第三者に利用者の情報を提供する場合には、あらかじめ利用者の同意を得ます。

第9条（損害賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業所に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、利用者に故意または過失がある場合には、利用者の置かれた心身の状況を考慮して、相当と認められるときに限り、損害賠償額を減じることが出来るものとします。

第10条（利用者からの中途解約・解除）

１．利用者は、本契約の期間中、いつでも契約を解除出来ます。この場合には、契約者は契約終了を希望する3日前までに事業者に通知します。

２．利用者は、以下の各号に該当する場合には、本契約を直ちに解約出来ます。

① 第7条2項（利用料の変更）により本契約を解除する場合。

② 契約者が入院した場合。

③ 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合。

３．利用者は、事業所もしくはサービス従事者が以下の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を直ちに解除することができます。

① 事業所もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合。

② 事業所もしくはサービス従事者が、第8条2項の守秘義務に違反した場合。

③ 事業所もしくはサービス従事者が、利用者もしくはその家族の身体、財物、信用を傷つけたり、その契約を継続できないような重大な事情が認められる場合。

第11条（事業所からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を直ちに解除することができます。

① 利用者がサービス利用料の支払いを三ヵ月以上支払わず、事業者が催促したにもかかわらず支払わない場合。

② 3ヶ月にわたり、ご利用の記録がない場合。（入院中の利用者で退院の目処が立っている場合や、本人・ご家族が継続の強い意志がある場合を除く）

③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従事者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

第12条（苦情受付）

利用者及び利用者の家族は、事業者が提供する通所リハビリテーションに苦情がある場合、いつでも「重要事項説明書」に書かれている苦情受付窓口に申し立てることが出来ます。

契約を証するため、本契約を2通作成し、利用者、事業者が署名の上、各1通を保有するものとします。

本契約書及び同意書を事業者が電子保存することに同意いたします

(サービス利用者)	(署名代行者)
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	緊急連絡先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ Mail：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所住所　　沖縄県宜野湾市真栄原3丁目7番7号
事　業　者　　医療法人　宜野湾整形外科医院
　　通所リハビリテーションまえはら
代　表　者　　理 事 長　　福 嶺　紀 明

LINEQRコード↑
ID: maehara2141

情報提供同意書

居宅サービス事業者、介護保険施設及びサービス担当者会議において必要と思われる個人情報(認定情報、病歴、心身機能状況、家族構成、家族の連絡先等)を関係者に資料として提供することに同意します。

通所リハビリテーションまえはら　殿

令和　　年　　月　　日

利用者住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

家族氏名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿